平成２２年（フ）第１０９９号
千葉県船橋市東中山２丁目10番11号
債務者　寺西　綾子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３９７号
名古屋市西区平出町247番地　ロゼット平出102号
債務者　加藤　眞澄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３３号
愛知県清須市上条１丁目３番地11
債務者　木水　健次
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２１号
兵庫県加古郡播磨町西野添５丁目８番12号　エスポワールⅡ102号
債務者　佐伯　和子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６号
山口県萩市大字椿東315番地　県住中津江団地Ｈ棟101号
債務者　袴田　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５０２号
鹿児島県鹿児島市武３丁目14番５号松山ビル202号
債務者　日髙　千穂
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
北海道小樽市奥沢４丁目19番30号、前住所北海道小樽市桜５丁目６番12号
債務者　鳥谷部嘉一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０５３号
宮城県岩沼市字荒井13番地の17
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４１号
宮城県黒川郡大郷町羽生字原畑１番地
債務者　八巻　禮子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４２号
宮城県黒川郡大郷町羽生字原畑１番地
債務者　八巻　信幸
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６１号
仙台市宮城野区安養寺２丁目７番２号　エクセレント安養寺Ｂ棟202
債務者　千田　宗一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６２号
仙台市宮城野区安養寺２丁目７番２号　エクセレント安養寺Ｂ棟202
債務者　千田　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６９号
宮城県名取市上余田字千刈田524番地の１　ヨーデンソレアードＡ101号
債務者　小田嶋陽子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９９号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―712号
債務者　高橋　　強
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２００号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―712号
債務者　高橋　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２５号
仙台市宮城野区福室２丁目１番23号　第２コーポ三幸107
債務者　川原田ひろ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
秋田県潟上市天王字追分西97番地５
債務者　木元佐知子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部